平成２６年（フ）第５５８１号
東京都板橋区高島平１丁目59―10―408
破産者　田川　　輝
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５８５号
東京都三鷹市新川５丁目15―27―203
破産者　井上　静香（旧姓平野）
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６２２号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目33―22―205
破産者　佐藤　伸一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６２３号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目33―22―205
破産者　佐藤　　恵
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６５４号
東京都板橋区大谷口北町89―６
破産者　三浦　競一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６７７号
東京都板橋区三園２丁目22―23
破産者　齋藤　英幸（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６８５号
東京都品川区小山６丁目22―６―302
破産者　熊田　芳江
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６８６号
東京都品川区小山６丁目22―６―302
破産者　熊田　和矩
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７４５号
千葉県船橋市芝山３丁目30―６―103
破産者　福田　浩正
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７６６号
千葉県船橋市大穴南２丁目25―５
破産者　遠藤　隆治
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８３７号
東京都練馬区富士見台３丁目12―19
破産者　穴井　由美（旧姓水沼）
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８６６号
東京都町田市原町田２丁目27―16
破産者　大國　敬一
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９１４号
東京都東村山市秋津町５丁目３―77
破産者　桑島　　毅
1　決定年月日　平成26年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８９３号
東京都港区元赤坂１丁目１番７号
破産者　有限会社デューブレックス・サーティエイス
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３８９４号
東京都港区元赤坂１丁目１番７号
破産者　合同会社デューブレックス・フィフティシックスス
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２８５号
東京都小平市花小金井３丁目19番17号
破産者　有限会社エムズプランニング
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２８６号
東京都小平市花小金井１丁目32―13―102、開始決定時の住所東京都小平市花小金井３丁目19―17
破産者　大槻　正人
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０９６号
東京都新宿区新宿１丁目35番８号
破産者　株式会社タカギコーポレーション
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１４号
埼玉県久喜市久喜北２丁目24―13
破産者　田畑　　忍
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３６号
福岡県福岡市早良区百道浜３丁目８番33号
福岡システムＬＳＩ総合開発センター内
破産者　株式会社イー・エル・テクノ
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１５５６号
神奈川県鎌倉市今泉台４丁目22―10、開始決定時の住所神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目18―23
破産者　日下部徹史
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９３２号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２丁目10―３―1011
破産者　油本　　克
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部